

田 や 第 6 5 号

令和 8 年 4 月 24 日

各田辺市指定介護職員等処遇改善加算  
算定対象サービス事業所運営事業者 様

田辺市保健福祉部長  
(公印省略)

令和 8 年度介護職員等処遇改善加算の介護給付費算定に係る体制等に関する  
届出書及び体制等状況一覧表の提出について (通知)

平素は、本市の介護保険行政の推進につきまして、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、令和 8 年度介護報酬改定により令和 8 年 6 月算定分から処遇改善加算の拡充が行われます。  
令和 8 年 6 月以降、介護職員等処遇改善加算を新たに算定する場合や加算の区分を変更する場合は、  
以下のとおり介護給付費に係る体制等に関する届出書及び体制等状況一覧表の提出が必要ですので  
手続きに遺漏なきようお願いいたします。

## 1. 提出期限

### ●令和 8 年 6 月算定の場合

居宅系サービス 居宅介護支援、介護予防支援含む	令和 8 年 5 月 1 5 日 (金)
施設系サービス 認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設 地域密着型特定施設入居者生活介護	令和 8 年 6 月 1 日 (月)

※現在、処遇改善加算 I または II を算定している場合も、それぞれ区分が I イと I ロ、II イと  
II ロに変更となることから、届出の対象となります。

※加算新設事業所のみが所属する事業者等、4 月及び 5 月分は処遇改善加算を算定しない事業  
者が、6 月から処遇改善加算を算定する場合は、令和 8 年 6 月 15 日 (月) までに提出をお願い  
いたします。

## 2. 提出書類

### ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

該当サービスの届出書を提出してください。

- ・【別紙 3 - 3】(介護予防) 地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援用
- ・【別紙 50 - 1】介護予防・日常生活支援総合事業用

## ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

該当サービスの体制等状況一覧表を提出してください。

令和8年6月以降用の新様式に変わっています。下記ホームページから様式をダウンロードの上、提出してください。

- ・【別紙1-1】居宅介護支援用
- ・【別紙1-2】介護予防支援用
- ・【別紙1-3】（介護予防）地域密着型サービス用
- ・【別紙1-4】介護予防・日常生活支援総合事業用

「介護職員等処遇改善加算の（届出）について」（ページID：984）

<https://www.city.tanabe.lg.jp/soshiki/hokenfukushi/4/4/2/984.html#3>

### 3. 提出方法

#### ① 電子申請・届出システム（GビズIDのアカウントが必要です）

※サービス種別ごとに提出してください。

【URL】 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

・「申請届出メニュー」は、「5. 加算に関する届出」を選択し提出してください。

※原則①での提出をお願いします。電子メールによる提出はご遠慮ください。

GビズIDの取得に時間を要するなど、やむを得ない場合は②の提出も可能ですが、電子申請・届出システムの積極的な利用をお願いします。

#### ② 郵送・持参

- ・2部提出してください。
- ・郵送の場合は提出期限日の消印有効です

### 4. 提出に係る留意事項

- ① 届出の内容が変更の場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」の「異動年月日」、「異動項目」欄に変更する体制等の名称を記載するとともに、「特記事項」欄に変更前と変更後の内容を記載してください。

【記載例】介護職員等処遇改善加算を「Ⅱ」から「Ⅱロ」に変更する場合

異動項目：介護職員等処遇改善加算

特記事項：(変更前) 介護職員等処遇改善加算 II

(変更後) 介護職員等処遇改善加算 II ロ

- ② 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」には、変更箇所以外の項目についても、該当する体制等に■印を付けてください。

※6月より新たに算定する場合または加算区分に変更がある場合のみ提出ください。

〒646-8545 田辺市東山一丁目5番1号

田辺市やすらぎ対策課指導係

電話 0739-33-7033